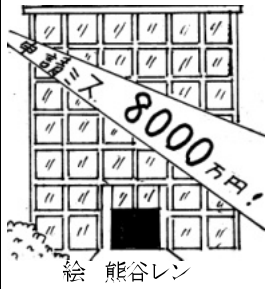


介護8000万円の損失を承認



国への介護交付金申請ミスで8000万円の損失、多数決で承認される



・申請ミスに至った経緯は。
 ・介護保険料がどうなるか資料を見てから採決すべき。
 ・釧路市は、幹部職員が損失の補填をしている。

主な意見

・昨年度実績の申請ミスで、国の介護給付費財政調整交付金が8000万円過少交付されていた。この決算認定について、9月議会最終日に採決が行われ賛成多数（賛成9反対6）で承認された。
 事態の責任を取るため出されていた市長の給与減額条例案は、別途に採決された。その結果、21年10月から12月までの3か月間に修正された案が、賛成多数（賛成10反対5）で可決した。

一般会計決算認定①
 全会一致承認

行政区運営交付金

広報紙等が郵送になって、地域コミュニティが希薄になっている。

行政区の再編が必要でないか。

協働のまちづくり

活動支援している

24団体に50万円を上限に活動支援している。

ふるさと納税

1万6694件

寄付額 2億6214万円

課題点 返礼品の充実、PR強化、イベントへの参加等を開発する。

市バス運営

不評だった確井定期路線

は、光代・沖出経由を廃止し、下白井東・西部地区経由に変更した。

デマンドバスは、予約時間を2時間前から1時間前に変更。バスステーション

田中よしゆき

議会報告 後援会ニュース

2021年9月号

No.53

編集発行人 嘉麻市議会議員

田中 義幸

6 5 4 3 2 1
面 面 面 面 面 面

資料編 資料編
 百条委員会
 補正予算
 決算の認定
 議案審議・決算の認定
 一般質問
 議案審議他

から各地区への乗り換えを可能にした。

意見 屋根付き市バス停留処を設けるべき。

意見 フリー乗降地域を除くバス停以外での乗車は、危険であり指導すべき。

民生・児童委員事業

欠員7名（稲築2、山田4、嘉穂1）。

意見 活動をしていない委員もいる。推薦方法に問題があるのではないか。

公募はできないか。

個人情報を扱うので慎重を期す。

老人クラブ助成事業

全国的に高齢者の就労が増え、会員が減少傾向。稲築地区の組織率が低い。

敬老事業

課題点 高齢者人口が増加しており、事業費が増加している。今後は事業の縮小及び廃止が課題。

老人クラブ組織状況

単位	クラブ数	会員数		
		男	女	合計
山田地区	23	245	463	708
稲築地区	8	59	153	212
確井地区	20	206	316	522
嘉穂地区	22	358	540	898
合計	73	868	1,472	2,340

意見 敬老会は、高齢者の安否確認も兼ねた交流の場である。補助金は減額しても継続すべき。

私立保育園運営事業

待機児童数 12名

・待機児童対策のため、保育士の確保が課題となっている。

・保育補助者を雇用した1園に約169万円の補助。

・3歳児未満の入所に対しては別表の通り取組んだ。

保育所等入所確保事業	
7園に対して660万円支給した	
0歳児	(対前年度増加分÷12) × 30万円
1~2歳児	(対前年度増加分÷12) × 15万円

広域受託者内訳		保育園名		児童数
市町村	児童数	嘉穂らいむ保育園		60
飯塚市	75	めぐみ保育園		69
桂川町	17	恵大保育園		114
田川市	3	山野保育園		99
川崎町	3	なつき保育園		93
福智町	2	みどり保育園		89
糸田町	2	あかり保育園		65
粕屋町	1	明見保育園		64
北九州市	1	まこと保育園		85
東峰村	1	栄保育園		57
合計	105	一本松保育園		21
		合計		815



この議会報告書をご希望の方はご連絡ください。優先配布いたします。（無料）



一般会計決算認定②

定額給付金事業

コロナ対策で1人10万円の給付が行われたが、受給していない人は64世帯70名だった。

10万円の定額給付金内訳		
18,610世帯中18,546世帯が受給		
対象者数 (人)	受給者数 (人)	受給率
37,418	37,348	99.66%

自立支援給付金事業

生活安定のため、母子・父子家庭の母や父に資格取得の支援をする。

月額14万円から7万5000円の高等職業訓練促進給付金と、5万円から2・5万円の修了給付金を支給する事業。



絵 熊谷レン

修了給付金 修了した4人に計17万5000円を給付

区分	金額 (円)	該当者数	支給額 (円)
非課税者	50,000	3	150,000
課税者	25,000	1	25,000

高等職業訓練促進給付金 8人 計962万3500円

区分	月額	延月数	支給額
非課税者	養成課程最後の1年間	28	3,920,000
	養成課程上記を除く1年間	30	3,000,000
課税者	養成課程最後の1年間	20	2,210,000
	養成課程上記を除く1年間	7	493,500

発達支援事業

事業区分	内容	
①療育訓練	登録者数213人、利用者数188人、延人数788人	
②	就学前巡回相談	要観察児 (実人数225人、延人数242人)
	小学校巡回相談	要観察児 (延人数310人)
	学童保育所巡回相談	7学童保育園、延7回

要保護児童世帯数	40
次年度繰越世帯数	26
要支援児童世帯数	88
次年度繰越世帯数	63
要保護児童；保護者のいない児童や保護者に監督させることが不適当な児童。	
要支援児童；保護者の養育を支援することが特に必要と認められ、要保護児童に当たらない児童。	

課題を抱える世帯が増加。児童虐待の未然防止、早期発見と対応を図る。

要保護児童対策

発達支援連携事業

発達支援連携事業 発達に気になる乳幼児を早期に発見し、個別に支援する療育訓練などの事業。

民家への出没件数35件と目撃通報など98件

獣種	稲築	山田	碓井	嘉穂
イノシシ	22	8	1	2
シカ		1		
アライグマ	1			

箱ワナ (大41基、小65基)、ワイヤーメッシュ柵は嘉飯桂全域で整備距離約800km、電気柵約70km。

有害鳥獣被害対策 昨年度の農作物被害額は、514万1千円で、市民からの被害等相談件数は348件だった。

交付額合計	75万5100円
交付件数	104件

駆除に要した費用の1/2で上限1万円を補助。

・わな猟免許費用助成3名
・助成内容 受講手数料5200円、予備講習会費用3500円と診断書等経費の半額を助成する。

獣種	頭数
イノシシ	694
シカ	1,337
アライグマ等	486
鳥類	10

狂犬病接種状況と登録数

登録頭数	1672頭
接種頭数	1033頭
接種率	61.8%

商工業振興費事業

①コロナ感染拡大に伴い事業者への支援を行った。
・中小企業等緊急支援給付金 870万円
・中小企業等家賃支援給付金 122万6千円
・新しい生活様式対応助成金 3098万5千円
②事業者及び企業者支援
・商業店舗リホーム補助金 経費の1/2で50万円を上限とする(7件)。
・移住定住チャレンジ支援 起業経費の1/2で10万円(2件)。

観光拠点施設事業

・足白ボルダリング利用者 620人
・足白農泊施設宿泊者数 524人

空家対策

空家対策の推進法と老朽家屋等の適正管理条例に基づき老朽危険家屋の所有者等を特定した。

所有者の特定	25件
改善通知の送付	70件
特定空家除却件数	21件
所有者の応急措置	4件

※5頁参照

定住促進

子育て世帯の転入者等に対して補助金を交付した。

区分	世帯数 人数	説明
市内	3世帯 11人	新築及び新築購入3件
市外	41世帯 132人	新築及び新築購入36件 中古購入5件
合計	44世帯 143人	新築及び新築購入39件 中古購入5件

一般会計補正第5号

全会一致可決

コロナ感染症対策

経費補助

- ①保育環境改善等事業補助金
- ・市内私立保育園へ補助金
- 50万円×10園
- 40万円×1園

- ②一時預かり保育事業
- 30万円×6園

※1日だけの預かり。習い事やショッピング、美容室などで利用できる。

他に1週間預けられる子育て短期支援事業がある。

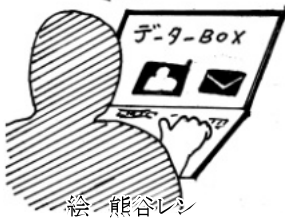
- ③地域子育て支援拠点事業
- ・市内私立保育園
- ・30万円×2園

健康管理システム改修

441万8千円

健診データなどの個人情報報を、マイナポータル（オンラインサービス）を通じて市区町村間で情報を共有するためのシステム改修。

オンライン!



絵 熊谷レン

畜産振興総合対策事業

1839万9千円

- ①和牛ブランド強化対策
- 博多和牛の生産基盤確保を図るための補助。
- ・164頭×2万2千円

- ②福岡畜産競争力強化対策
- 和牛肥育農家に2分の1の補助を行う。

匿名	所在地	内容	事業費	補助金
A	光代	バルククーラー	4,884,000	2,220,000
B	小野谷	バルククーラー	7,040,000	3,200,000
C	宮吉	バルククーラー	6,413,000	2,915,000
D	熊ヶ畑	ホイルローダー	5,742,000	2,610,000
E	西郷	ホイルローダー	8,462,000	3,846,000

農地災害復旧工事

2600万円

- 1 馬見夕日迫頭首工災害復旧工事
- 2 一作水路災害復旧工事
- 3 白門ため池管理道路災害復旧工事

児童遊園の用途廃止

55万8千円

利用されていない鴨生枝坂の児童遊園を用途廃止する。

道路維持補修4箇所

2616万円

- ・大橋・筑紫線道路整備
- ・五反田・立田線道路改良
- 他

白木橋架替工事

3000万円

白木橋（熊ヶ畑第3行政区）の沈下が進行し架替る。

緊急自然災害防止対策

①西川川護岸

4250万円

将来的に崩壊の可能性が高い、上山田西川河川の護岸を整備する。

②馬見地区道路法面防災

810万円

不安定になっている法面のモルタル吹付を行う。

CSディレクター導入

16万6千円

熊ヶ畑・下山田小学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）設置を準備する、コミュニティ・

ディレクター（CSディレクター）を配置する。

※コミュニティ・スクールとは、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づく仕組み。

一般会計補正第6号

全会一致可決

中小企業者等支援金

3223万6千円

コロナの影響を受けている中小企業者等に、臨時支援金を給付する。

- ① 130事業者×20万円
 - ② 50事業者×10万円
- 合計3100万円を想定。

21年8月豪雨被災

①農地農業用施設災害

1億1040万円

- ・嘉穂地区 116箇所
- ・山田地区 6箇所
- ・稲築地区 3箇所
- ・碓井地区 5箇所

②林道災害復旧工事

1億600万円

- ・嘉穂地区 6箇所
- ・山田地区 9箇所

③普通財産災害復旧

145万4千円

- ・山田地区 3箇所
- ④嘉穂プール駐車場法面崩壊 609万5千円

よしゆきの一般質問

暴力団脱退者就労支援

元暴5年条項はどのようなものか。

課長 脱退者は、銀行口座の開設・住宅の借入・携帯電話の契約等が5年間でできない。

質 暴力団組織から離脱しても、一般人としての権利が行使できない。結果、再び暴力団員にならざるを得なくなる。組織を弱体化させるために、この構図を変えなければならぬ。社会復帰支援をどう考えるか。

課長 理解のある企業は、事前登録しハローワークで求人している。本市は、支援の取組をしていない。

意見 全国的にも離脱者は多いが、就労に結び付いていない。就労支援をして初めて暴排につながる。

プロポーザル方式要綱

質 プロポーザル方式のガイドラインは、今回の学校建設事業のように選考業者が1者だけになった場合の規定がない。再度募集するよう改正すべきだ。

市長 担当課と協議する。

部落差別解消法推進

質 法務省が行った、部落差別に関する意識調査をどう分析する。

課長 交際・結婚に関して差別意識が残っているとされている。

質 職員の意識調査結果は。

課長 関連法や条例を知らない職員が5割以上いる。非常に問題だ。生活実態調査をすべきではないか。

課長 行政文書が廃棄されている。地区の特定が難しいが、必要であり実施方法を検討したい。

質 部落差別解消推進法の目的を問う。

課長 部落差別が存在することを明記し、差別の解消を推進することだ。

意見 今の条例はそのままにして、部落差別の解消に特化した、新たな部落差別解消推進条例を作るべきだ。



絵 熊谷レン

食い違ふ証言

百条委員会

2021年8月5日に石原浩二議員に対して証人尋問を行った。

以下証言内容要旨

・令和2年6月9日飯塚市の割烹鯛吉で相談を受けた。
・新庁舎建設の業務委託に関して、義務教育学校建設に関しての一般質問を止めるよう要請された。
・「Gホーム、k建設、h工務店が取れるよう市長と副市長に話がついている」と言っていた。

・「一般質問をしなければ工事をさせる。3000万円になる」と言われた。
・鯛吉では返事をしなかったが、その後、T・F氏からk建設の事務所と、電話でどうするのか話があった。
・令和3年頭に全員協議会が開かれた時にも、電話がかかってきて「契約が取れなくなつたので今度は議案に反対して」と要請された。
・「廣方議員に議長を辞めて議案に反対するよう要請してほしい。議長給与分の100万円は用意する」とT・F氏から話があった。

21年8月18日にk建設のT・F氏、Gホームのj・I氏そしてH工務店のT・H氏の証人喚問を行った。(氏名はイニシャル表記)

T・F証人

以下証言内容要旨

・「新庁舎の業務委託について、6月の一般質問を止めるよう石原議員に言っていた」と市長から頼まれた。
・9月議会の一般質問は止めるよう言ったが、誰からも頼まれていない。その時見返りの話はしていない。
・石原議員に、「特定を持つた人が6者いる。3工区で友人3人が2分の1の確率で取れる。もし取れた時、ジェネコンに下請けの口利きする。工事を取れなかった時、3000万円の違約金を払う」と話した。

・第2回目の採決の時、石原議員が事務所に来て「前回8対7だったので、再確認に回っている。前回賛成した議員がいい返事をしないので、議長・副議長ポストを餌に相談に行った。」

その議員は考えとくとの返事だった」と言っていた。

j・I証人

以下証言内容要旨

・会席の場では「おそらく1本は取れるんじゃないか」のような話だった。
・なつきの湯で石原議員と会った時、県民新聞に一般質問をしなければ3000万円ということが載っていたので「名誉棄損に当たる」と言った。

T・H証人

以下証言内容要旨

・廣方議員への100万円の話は、今初めて聞いた。
・契約議案について、特定の議員に賛成するよう要請したことはない。
・ジェネコンと打ち合わせしていないので、何の仕事をするか分からない。
・RC建築は実績がない。



絵 熊谷レン

議案審議

転落事故の損害賠償

桑野の市道が陥没している、高齢の夫婦が載った乗用車が転落し重傷を負った事件。最終的な損害賠償額は次の通り。

人身傷害保険費 135万6038円
医療保険給付費 710万4215円
和解金 1000万円

教育長の任命

2021年11月8日付で任期満了となる木本寛昭氏を再任させる議案
全会一致可決

人権擁護委員

2021年12月31日で任期満了になる樫悦子氏を再推薦する議案
全会一致同意

新たな過疎計画

新たな過疎地域自立促進特別措置法が制定されたことに伴い、新規策定された過疎計画を承認する議案。
全会一致可決

意見書

地方財政の充実強化

2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう政府に11項目の要求をするもの。
全会一致可決

出産一時金の増額を求める

令和元年度の出生数は86万5234人で、前年に比べ5万3166人減少し過去最悪となっている。少子化対策は、わが国の重要課題である。少子化克服に向け安心して子供を産み育てる環境を整えるために、政府に対して現在の負担に見合よう出産一時金を引き上げることを求めるもの。
全会一致可決



絵 熊谷レン

開校準備委員会の答申内容

校区名	市民応募数	種類	名称案
稲築西	205	89	稲築義務教育学校
			稲築西義務教育学校
稲築東	92	43	稲築東義務教育学校
碓井	216	94	碓井義務教育学校

全会一致可決

山高跡地利用の請願

山高跡地の利用に関して、近隣市民への説明会開催を求める請願書(山田地区中央行政区長門谷義人氏提出)は、全会一致で可決した。

空家対策各種情報

資料編

危険物件所有者調査状況 (2021年7月31日現在)

所有者情報	全体	戸建	長屋
特定済	58件	51件	7件
追跡調査中	44件	37件	7件
不明	4件	3件	1件
計	106件	91件	15件

把握している空家数及び状態 2021年7月31日現在

	空家数			危険物件			注意物件		
	戸建て	長屋		戸建て	長屋		戸建て	長屋	
稲築	388	263	125	55	47	8	2	2	0
山田	230	156	74	28	21	7	0	0	0
嘉穂	204	201	3	22	22	0	8	8	0
碓井	67	67	0	1	1	0	4	4	0
合計	889	687	202	106	91	15	14	14	0

※危険物件：緊急の対応を要する家屋

※注意物件：放置すると経年劣化で危険な状態へ移行する可能性のある物件

解体撤去数

2020年度

地区名	解体撤去	補助活用	自費解体
稲築	5 (2)	2 (2)	3 (不明)
山田	8 (3)	6 (3)	2 (不明)
嘉穂	4 (2)	4 (2)	0 (不明)
碓井	4 (0)	4 (0)	0 (不明)
計	21 (7)	16 (7)	5 (不明)

※ () は市外に住む所有者の数

適正管理通知書の送達

	総発送件数	2020年度	2021年度
	283	126	38
連絡あり	115	69	12
連絡なし	168	57	26

説明：総発送件数は2016年度から現在までの総数

補助活用解体撤去総数38件の内訳

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	計
件数	5	4	7	6	16	38

※2020年度は、件数が増加しており問い合わせも増加。
 ※解体補助金は経費の1/2以内で、50万円を限度とする。

定員適正化計画による人件費相当額の推移 (会計年度職員含む) 2021年4月現在

年度		2019	2020	2021	計
定員適正化計画	計画数	404	397	391	
	(実績比較)	△7	△6	△6	
人員	A 職員	397	391	385	
	B 任期付		25	31	
	C 再任用	32	35	36	
	D 臨時	452			
	E 会計年度		403	438	
	計	881	854	890	
増減 (前年度比)	A 職員		△6	△6	△12
	B 任期付		25	6	31
	C 再任用		3	1	4
	D 臨時		△452	0	△452
	E 会計年度		403	35	438
	計		△27	36	9
影響額	A 職員		△5,400	△5,400	△10,800
	B 任期付		11,250	2,700	13,950
	C 再任用		1,050	350	1,400
	D 臨時		△99,440	0	99,440
	E 会計年度		80,600	7,000	87,600
	計		△11,940	4,650	△7,290

●対象職員・・・全員

●仮定条件(人件費換算)

A 職員(退職者)	900万円/人
B 任期付	450万円/人
C 再任用	350万円/人
D 臨時	220万円/人
E 会計年度(短時間)	200万円/人

※2021年度会計年度職員(35人増)の主なもの

- ・市民課 4人(配置組替)
- ・学校教育課 5人(募集欠員人員の確保)
- ・生涯学習課 6人(募集欠員の確保)
- ・産業振興課 6人(嘉穂アルペ、コロナ事務)
- ・選挙管理委員会 13人(衆議員選挙)

※影響額の単位は万円



2017年から2020年度までの生活保護申請等状況

	申請	取下げ	却下	開始	廃止	世帯	人員
2017年度	133	18	10	104	164	20,636	29,533
2018年度	101	18	8	75	134	19,783	27,886
2019年度	123	8	15	103	140	19,158	26,606
2020年度	157	10	12	135	135	19,054	26,009

2017年から2020年度までの生活保護の状況

	被保護世帯数	被保護者数	保護率	福岡県の保護率	全国の保護率
2017年度	1,693	2,416	6.37%	2.49%	1.67%
2018年度	1,625	2,288	6.13%	2.44%	1.66%
2019年度	1,587	2,211	6.04%	2.40%	1.64%
2020年度	1,593	2,189	6.09%	2.38%	1.64%

返還金、徴収金の状況（法第63条、77条、78条適用状況）

	63条			77条		78条	
	件数	返還対象金額	返還決定額	件数	徴収決定額	件数	徴収決定額
2017年度	98	42,210,687	41,832,682	0	0	70	26,918,295
2018年度	94	38,743,096	38,651,684	0	0	62	15,439,468
2019年度	75	18,076,416	17,918,259	0	0	71	23,708,493
2020年度	110	29,170,127	29,049,245	0	0	59	17,222,190

※生活保護法の解説

第63条；申告ミスなど意図的でなかった場合の不正受給。

第78条；悪意があつて不正を働いた場合に適用され、申告していない収入などに対していくらか増額して徴収される。

第85条；詐欺罪で警察に告訴される。

2020年度 要保護・準要保護児童生徒認定率（2021年3月1日現在）

要保護
準要保護

学校名	児童数	要保護	準要保護	合計	要 認定率	準 認定率	要・準認定率
熊ヶ畑小学校	18	0	11	11	0.0%	61.1%	61.1%
上山田小学校	206	23	99	122	11.2%	48.1%	59.2%
下山田小学校	116	5	51	56	4.3%	44.0%	48.3%
稲築西小学校	470	40	210	250	8.5%	44.7%	53.2%
稲築東小学校	320	22	119	141	6.9%	37.2%	44.1%
碓井小学校	247	11	117	128	4.5%	47.4%	51.8%
嘉徳小学校	301	1	83	84	0.3%	27.6%	27.9%
牛隈小学校	127	3	45	48	2.4%	35.4%	37.8%
小学校合計	1,805	105	735	840	5.8%	40.7%	46.5%

山田中学校	190	12	92	104	6.3%	48.4%	54.7%
稲築中学校	253	18	122	140	7.1%	48.2%	55.3%
稲築東中学校	158	14	57	71	8.9%	36.1%	44.9%
碓井中学校	106	8	44	52	7.5%	41.5%	49.1%
嘉徳中学校	191	1	51	52	0.5%	26.7%	27.2%
中学校合計	898	53	366	419	5.9%	40.8%	46.7%

小・中合計	2,703	158	1,101	1,259	5.8%	40.7%	46.6%
-------	-------	-----	-------	-------	------	-------	-------

【用語説明】

○要保護児童生徒；生活保護法第6条第2項に規定する要保護者で、生活扶助及び教育扶助受給対象者世帯の児童生徒。

○準要保護児童生徒；要保護世帯以外の児童生徒の保護者で、住民税非課税などの規定に該当し要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒。